

議案第25号

鹿屋市吾平生活改善センター条例の一部改正について
鹿屋市吾平生活改善センター条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市吾平生活改善センター条例の一部を改正する条例
鹿屋市吾平生活改善センター条例（平成18年鹿屋市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市吾平地区生活改善センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿屋市公共施設等総合管理計画に基づき、吾平地区生活改善センターを廃止したので、本案を提出するものである。